

議案第98号

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月28日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

区長及び副区長の給料の月額及び期末手当の支給割合を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区長等の給与等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「100分の167」を「100分の173」に、「100分の172」を「100分の178」に改める。

別表第1区長の項中「1,129,000円」を「1,122,000円」に改め、同表副区長の項中「920,000円」を「915,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年12月に支給する期末手当に関する改正後の第4条第4項の規定の適用については、同項中「100分の178」とあるのは、「100分の184」とする。